

る。1人あたりの病気欠勤日数の中位値は10.6日で、労働者数54人つまり総従事者の3.5%に相当する。このうち、1日だけの休業者は総件数の71.4%にあたり、結局、従事者の約8割が年に少なくとも1回は病気のために休んだことになる。

性別にみると、女子12.2日(平均休業日数)、男子8.9日となっているが、女子の方がいくらか短期間でひんぱんな休暇をとる傾向にある。

年齢別には、男子32歳以下が1人あたり7.6日(同上)、47歳以上が11.8日と、高齢者ほど休んでいることになる。退職前の年齢層にそれが多いのがわかった。

職種別にみると、不熟練労働者に長く(13.8日)、医師・歯科医師に短かい(4.4日)という特色がみられる。看護婦は、12.3日、技師らは7日という平均日数である。

配偶者有無別には、男子では有無別の差異は殆どないが、女子では有配偶者10日(46歳以下)、独身者7日となっている。

疾病別には、呼吸器系疾患が第1位で28.7%，性尿器系疾患10.4%，心臓病・高血圧症が7.2%と上位を占めている。

考察

この病院従事者の年間労働者1人あたり病欠日数10.6日は、1959—60年のイスラエル経営センター調査の9.6日(全国サンプリング調査)、同上年スュトラウスら調査の15.4日(中企業対象)とそうかけ離れた日数ではない。

しかし、アメリカの1965—66年の同じく病欠日数5.8日にくらべると(国立保健統計センター調査)、著しく長い。もっとも、アメリカのそれは、ヨーロッパ各国の約半分の日数だといわれている。

イスラエルでのこの調査では、短期間の休

暇がひんぱんにとられているという傾向が他の従事者にくらべて著しい。それは休暇日数全体をそう長くするわけではない。短期間の病欠には医師証明不用という制度は、濫用を招くようにも思われるが、実際には、患者申出でが優先するので、この制度だからといって短期間休暇がとくに増すわけではない(この病院では2日以上の病欠には証明書必要)。

K. J. Mann et al. Sickness absenteeism in a hospital in Israel, *The Hospital*, Sept. '71, pp. 307-311.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

社会法典の準備

(西ドイツ)



西ドイツにおいては、統一的な社会法典の準備作業が進められているが、本稿は、Dr. Kurt Friede がその社会法典の作成作業の経

過、その内容の理念等について解説をしたものである。以下、その概要を紹介する。

1969年10月の連邦議会における首相の施政

演説において、社会政策の分野に関しては、時代に則した社会法典のための作業が始まられるべきことが述べられた。その演説の実行過程において、内閣は、1970年3月に、具体的な決議をした。すなわち、

- (1) 社会法を統一し、国民にわかりやすいようにする目的をもって、社会法典を作成すること。
- (2) この作業の準備のために専門家委員会を設置すること。

専門家委員会は1970年5月に構成され、個別的な作業分野のための数個の作業委員会が作られた。1年間の委員会の作業の結果、若干の具体的な成果が得られた。

西ドイツの社会法はその歴史的な展開によって特徴づけられる。すなわち、恐慌および両大戦の時代の混乱と緊急性による時折の廃止、そして、再建と社会・医療の変化への適応といったことがあった。一般的にドイツの社会法はよくできているけれども、欠陥もある。というのは、その体系性において問題があるし、また、個々の規定の頻繁な改正・変更によって、個々の条文およびそれらの関連

性に対する理解に関し、専門家にとってさえも疑問に思われてきたのである。このような状況からして、労働・社会省がすでに以前から、ライヒ保険法の第1編・総則を新たに法典化しようという意図を持っていたことは驚くに当らない。

1966年以降、この動きは更に活発になり、社会法典の中に社会法の全てが総括され、一体のものとして国民に理解されるようにすべきだと考えられた。ことに社会的分野における国民の法律に対する無知が存在することは、不安定な社会状態だと考えられた。理解しやすい法の制定および各人に彼の社会権に関する十分な情報の保証をすることは努力に値する目標である。労働大臣 Arendt は、専門家委員会の初会議の際の挨拶の中で、次のように述べた。社会的給付は、社会保障制度に結合されている全ての者の相互扶助と連帯の成果を提示するものである、と。

この意図は、しかしながら、批判に会うことにもなる。その批判は全般的な目標設定に関してよりも、むしろ方法に関して向けられる。同時に個々の編の輪郭を定めないで、社

会法典の第1編・総則をまず第一に扱うことが可能であるかどうかという疑問が出された。このような批判は確かに正当なものである。そこで、専門家委員会は、社会法典の全体の範囲ならびに社会保険法の分野ではまず総則を手がけることにした。ここでとられた方法は、連邦議会の任期中に社会法典の総則が可決されるようにという考慮からである。また、次に掲げる社会分野が社会法典に採用されるべきことでも一致を見た。

社会保険全体

教育・労働促進の法

社会的賠償

リハビリテーション

家族の消費に関するもの

社会扶助・少年扶助

児童手当

住宅手当

1971年7月3日の官報は、専門家委員会は約1年の作業の後に社会法典の総則についての命題を決定した旨を伝えた。

社会法典の総則に関する命題はどのような構造と内容を持つものであるか。第1章は、

社会権を扱う。ここでは、まず、社会法典の課題が次のように規定される。この法は、人間に値する存在を確保し、人格の自由な発展のための平等な条件を創出し、各人に自由な活動によって生活を維持しうるようにし、特別な生活上の負担は均衡させることに寄与するものである、と。このような指導理念はボン基本法の社会国家条項に沿うものであり、またヨーロッパ社会憲章に見られるような国際的な法の発展にも適合するものである。

第2章は、社会保険の保険者・官庁等について規定し、第3章には、共通規定が定められる。

原 典

Dr. Kurt Friede, Eseen, Ein Sozialgesetzbuch in der Bundesrepublik Deutschland wird vorbereitet, *Soziale Sicherheit*(Fachzeitschrift für die Sozialversicherung, Österreich, Nr. 8 (23. Aug.) '71, S. 244-246.

(伊達隆英 健保連)

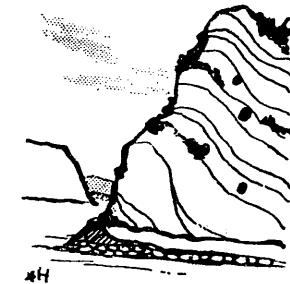
1971年社会報告

連邦政府は、1971年5月に1971年社会報告(Sozialbericht 1971)を連邦議会および連邦参議院に提出したが、その内容のおもなものを紹介しよう。

1971年社会報告は、1970年社会報告と同様、社会政策の事業実績状況の報告(第I部)と今後の社会政策の方向の展望(第II部)から成っている。第I部では前年の社会報告に掲げられた事業がどの程度実現されたかが明らかにされ、第II部では今後の社会政策プランの展望が行なわれている。

社会政策の事業実績状況の報告としては、1970年の社会報告に掲げられた計画のうち、たとえば疾病保険関係諸法の拡充に関する法

(西ドイツ)



律、第3次財産形成法、職業教育要綱の制定などかなり多くのものがすでに実現されていることが明らかにされている。また、より一層の社会正義、社会発展におけるより一層の保障およびそれを通じての個人の自己規定のより一層のチャンスという連邦政府の社会政策目標の達成のための社会政策方針としてつぎのようなことが掲げられている。

- (1) 全市民のための社会保障の拡充
- (2) 社会政策による社会変化への対処
- (3) すべての社会的決定分野におけるより一層の民主化による個人のより一層の自己規定
- (4) 国民経済における資産増加分の公平な